

入院期間が180日を超える入院について

当院または他院を問わず、同一の疾病による入院期間が通算して180日を超えた場合は、選定療養費として下記の自己負担が別途必要となります。

1日につき 2,730円（税込）

（急性期一般入院料1の基本点数の15%相当）

ただし、以下の状態にある患者様は通算入院期間が180日を超えても選定療養費の自己負担の対象とはなりません。

- ◆ 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◆ 重度の肢体不自由者
- ◆ 脊髄損傷等の重度障害者
- ◆ 重度の意識障害者
- ◆ 悪性新生物に対する腫瘍用薬の投与により集中的な入院を要する場合
- ◆ ドレーンまたは胸腔・腹腔の洗浄を実施している状態
- ◆ 人工呼吸器を使用している方
- ◆ 週2回以上の人工透析を実施している方
- ◆ 末期の悪性新生物に対する治療をされている方
- ◆ 呼吸管理をされている方
- ◆ 頻回な喀痰吸引を必要とする方
- ◆ 15歳未満の方

ご不明な点は、各病棟担当者または受付までお問合せください。